

一般質問発言通告書

発言順位 9番

下記事項について質問をしたいので、会議規則第51条第1項の規定により通告します。

令和6年9月5日

三島市議会議長 堀江 和雄 様

三島市議会議員 10番 河野 月江

質問事項1	小中学校給食無償化の実施を求めて
具体的内容	この間市民や保護者の要望を背景に、令和元年9月、令和4年2月の2回にわたる議会定例会一般質問において、本市での小中学校給食の無償化実施をもとめる質問を行ってきた。実施についての市の見解はいずれも、「無償化を実施する自治体があることは十分認識しておりますが、本市では学校給食法第11条の負担区分に基づき給食に係る経費を算定し、平成30年度（令和2年度）決算ベースで、約5億8千万円（約5億9千万円）を市が負担し、受益者である保護者からは、食材費分の約4億7千万円（約4億5千万円）をご負担いただいております。公費の公平な市民への受益バランスを鑑みますと、現状の受益者負担は適正であると考えております」という答弁であった。昨今の状況の変化をふまえ、以下について伺う。
	1 学校給食に係る経費の現況および市と保護者の負担額について
	2 学校給食無償化をめぐる昨今の状況の変化への認識
	3 学校給食法及び学習指導要領における給食の位置づけと本市での実践
	4 学校教育における受益者についての認識
	5 子育て世帯家計に占める教育費についての認識
	6 保護者をはじめとする市民からの要望への認識
	7 本市における小中学校給食無償化実施への考え
質問事項2	ウェルビーイングを求めて－三島市民の実情に即した日常生活用具の給付へ
具体的内容	日常生活用具給付事業は、障がい者、障がい児、難病患者の方々の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付または貸与することにより、福祉の増進に資することを目的に、市町村が必須で行う地域生活支援事業である。この日常生活用具については、令和6年3月の厚生労働省障害保健福祉関係主管課長会議資料において、「一部の市町村においては、長期間にわたり種目や基準額等の見直しが行われていない状況にあるとの声も寄せられている」「各市町村においては、平成18年の障害者自立支援法以前に国が定めた基準額や実施方法にとらわれることなく、定期的に当事者の意見を聴取によるニーズ把握や実勢価格の調査等、地域の実情に即した、適切な種目や基準額となるよう定期的な見直しに努められたい」とされている。ニーズに合った事業への改善を求めて、以下伺う。
	1 本市における事業の概要と令和5年度の支給実績
	2 「三島市重度障害者等日常生活用具給付事業実施要綱」の見直し状況
	3 静岡県が示す「ガイドライン」はどのような位置づけか。
	4 市としてのニーズの把握と県への報告の状況、その方法
	5 第3期三島市障害児福祉計画における医療的ケア児の位置づけと施策について
	6 トイレの排泄成功をサポートする排泄予測支援機器を日常生活用具にできないか。